大阪府条例第二十六号

大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

　大阪府養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大阪府条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （処遇の方針）第十七条　（略）２―５　（略）６　養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。三　支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | （処遇の方針）第十七条　（略）２―５　（略） |

附　則

　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。